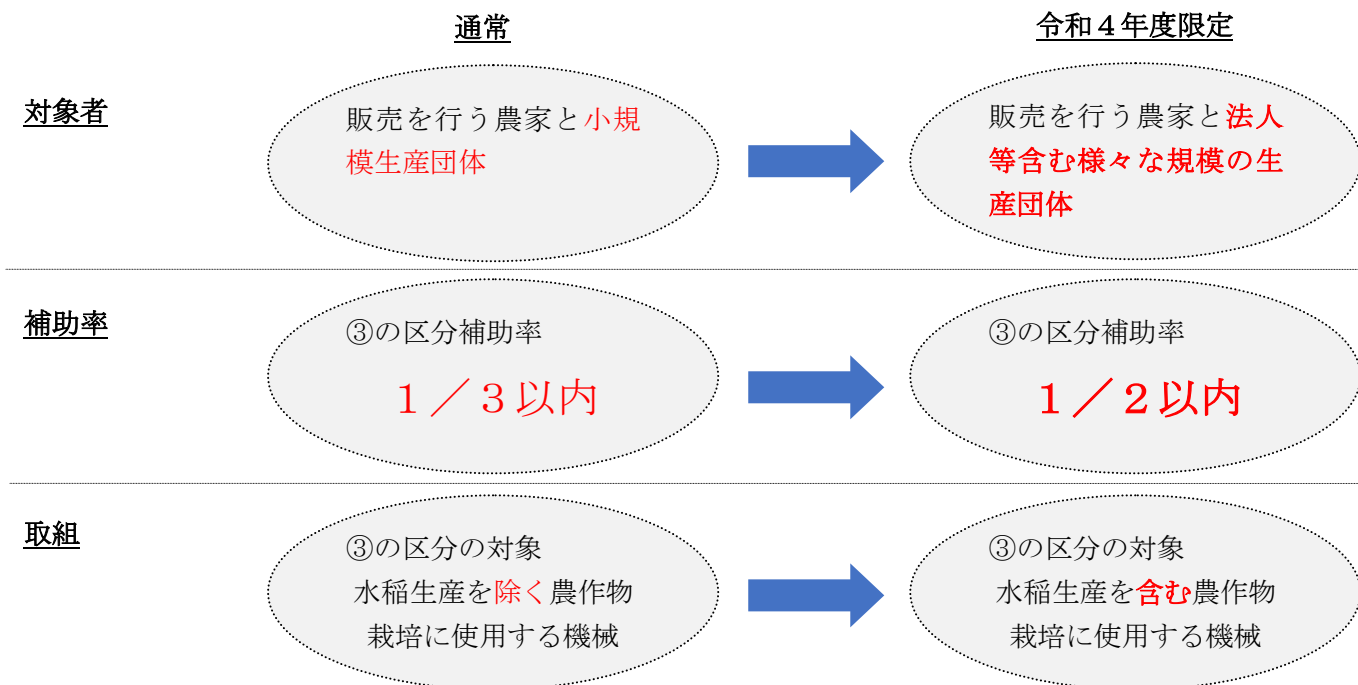


自然災害や農作物の売上減少でお困りの販売農家の皆様へ

# いろいろな農作物の生産と販売に取り組む農家の皆様に支援します!!

～汗かく農業者支援事業対象の拡充について～

令和4年度に限り、機械整備(③の区分)の補助率と対象範囲を拡充し、いろいろな農業の取組を奨励します!!



事業対象者	○事業区分①～③ 販売を目的とした事業計画を予定している農業者 ○事業区分④～⑤ 集落の農地を守るため、作業道整備や農地保全を行う農業者
事業申請	事業の申請書の提出が必要ですので、応募希望者は事前に産業課にご相談下さい。 ※事業実施後の申請は対象になりません。
申請期限	①～③は6月末までに④～⑤は10月末までに申請して下さい。



## ○事業内容

区分	内容	補助対象経費※	補助率	補助金の上限
①栽培推進	果樹等の新植や改植に要する経費を補助する	苗木代、肥料、農薬、支柱 (梨及びいちじくを除く)	1 / 2 以内	150,000 円
②施設整備	ハウス等の導入に要する経費を補助する	ハウス整備費(中古可、ビニール張替除く)、プランターや水耕栽培セットの導入費	1 / 3 以内	500,000 円
③機械整備	農業所得の向上を目指すため、栽培管理・出荷調整に直接使用する機械の取得費を補助する	購入費 50,000 円以上の機械の取得費(軽トラックなど農業以外に利用可能な汎用性のある機械を除く)	1 / 2 以内	200,000 円
④資格取得	農機等を扱うための資格の取得経費を補助する	資格取得に要する経費 ※不合格の場合は補助対象外	1 / 3 以内	30,000 円
⑤農地改良	用排水路・農地整備のために係る費用を補助する。 ※業者請負も対象	材料費(砕石、真砂、二次製品、塩ビ管)、重機等の借上料、労務費(県標準単価による)	1 / 2 以内	200,000 円

※消費税は、補助対象経費に含まれません。

【お問合せ】産業課(天萬庁舎) TEL 64-3783